

事故が起きてしまった時は・・・

1

万一事故が起こってしまった場合には、あとで事故を証明できるよう事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、対物賠償事故の場合は現場の写真など事故の内容を記録しておいてください。

2

事故後、速やかに市民協働推進課に事故内容をご連絡ください。
※損害賠償において当事者間で示談を行う場合についても、必ず事前に市民協働推進課にご連絡ください。

3

連絡の後、所定の事故報告書や関係書類などを提出していただき、事故内容が保険制度の要件を満たしているかどうか審査します。
補償の対象となる事故の場合、補償金請求に必要な書類を送付します。

4

訴訟・示談など賠償責任が法的に確立した日、また、すべての治療が完了した日より後に、所定の請求書及び関係書類などを提出いただき、書類確認後、補償金が支払われます。

⚠️ ご注意 (その2)

この保険制度は、市民活動におけるすべての事故を対象とするものではありません。保険契約に係る約款等により補償の対象とならない活動や事故がありますので、団体の活動内容によっては、民間の行事保険等への加入もご検討ください。

また、補償内容等は2019年2月1日現在の保険会社との保険契約に基づくものです。今後、契約変更等により補償内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは市民協働推進課までお問い合わせください。
市ホームページでも確認いただけます。
「市民協働サポート保険」で検索

金沢市役所 市民局 市民協働推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL:076-220-2026 FAX:076-260-1178
Email:kyoudou@city.kanazawa.lg.jp



みなさんのまちづくり活動を応援します!

金沢市 市民協働サポート 保険制度



金沢市では、市民の皆さんが安心して、町会活動や市民活動などのボランティア活動に取り組むことができるよう、「市民協働サポート保険制度」を実施しています。

活動中の傷害事故や他人に対する賠償責任事故に備える保険で、全市民を対象に加入しています。

この制度は、市民の皆さんからの事前の申込みや保険料の払込み等は必要ありません。

対象となる方

- 町会活動やボランティア活動などを行う金沢市民及び生活の本拠が金沢市にある方
- 金沢市内で行われるボランティア活動などに参加する市外居住者の方
※ただし、イベントの参加者や行事の観覧者など、従事活動を伴わない方は対象になりません。

対象となる活動

- 町会や、金沢市内に活動拠点を置く市民団体等によって、国内で自発的かつ計画的に行われる公益性のある活動
※活動場所への通常の往復途上も含まれます。

対象となる活動の例

地域社会活動

例) 町会の清掃活動、公園愛護活動、防犯活動

社会福祉活動

例) 高齢者や障害者、社会福祉施設等の諸活動に対する援護

環境保全活動

例) 環境美化(河川愛護)活動、リサイクル活動、自然保護活動

交通安全推進活動

例) 交通安全啓発活動、交通安全運動

防火・防災活動

例) 防火・防災訓練、防火・防災に関する啓発広報活動

対象とならない活動

- 政治や宗教又は営利を目的とする活動
- 有償で行われる活動(交通費などの実費支給は無償とみなします)
- 親睦を目的とする活動
- 山岳登山、水難・遭難救助など危険度の高い活動
- 学校行事として行う活動
- 行政より委託を受けている活動

⚠️ ご注意 (その1)

次の活動については、指導や運営に関わる方のみが対象となります。
参加者は対象となりませんのでご注意ください。

◇まつりや運動会、ハイキングなど、レクリエーションを目的とする活動

補償内容 (2019年2月1日現在)



【傷害事故】

保険の対象となる活動中の急激・偶然・外来の事由により、保険の対象となる方が死亡、負傷した場合又は熱中症や細菌性食中毒、活動場所への通常通路による移動中に事故があった場合に補償します。

種類	保険金額	備考
死亡	1名 500万円	—
後遺障害	1名 15~500万円	—
入院	1日 3,000円	事故日から180日以内かつ 180日を限度
通院	1日 2,000円	事故日から180日以内かつ 90日を限度

【賠償責任事故】

保険の対象となる方が、保険の対象となる活動中及び活動の結果に起因して、被害者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の損害賠償責任を負う場合に補償します。

種類	内容	保険金支払(限度)額:免責金額なし
施設賠償	所有・使用・管理している施設・設備等の管理の不備、または活動中に発生した事故に起因して、他人の生命・身体・財物に損害を与えた場合	対人:1名1億円、1事故2億円 対物:1事故2億円
生産物賠償	製造もしくは販売された製品、または行った活動の結果に起因して、他人の生命・身体・財物に損害を与えた場合	対人:1名1億円、 1事故・保険期間中2億円 対物:1事故・保険期間中2億円
受託者賠償	他人から預かった物を誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合	対物:1事故500万円

対象にならない事故等

傷害補償	賠償責任補償
<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意による事故 ・日本国外での事故 ・戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒擾によるもの ・地震、噴火、津波等の天災によるもの ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為、又は闘争行為(けんか) ・保険の対象となる方の無資格運転又は酒酔い運転によるもの ・脳疾患、心神喪失又は疾病によるもの ・他覚症状のない頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛 ・公務災害補償の適用を受けるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の故意によるもの ・自殺行為、犯罪行為又は闘争行為(けんか) ・脳疾患、心神喪失又は疾病(細菌性・ウィルス性食中毒、熱中症を除く) ・戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒擾によるもの ・地震、噴火、津波等の天災によるもの ・車両によるもの ・施設の建設、改築、改造、修理等の工事によるもの ・保険の対象となる方の同居の親族に対するもの